

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	鶴保	庸介 (自民)	武見	敬三 (自民)	辻	泰弘 (民主)
理事	阿部	正俊 (自民)	中島	真人 (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	中村	博彦 (自民)	中原	爽 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	足立	信也 (民主)	二之湯	智 (自民)	山本	孝史 (民主)
理事	津田	弥太郎 (民主)	西島	英利 (自民)	山本	保 (公明)
理事	浮島	とも子 (公明)	藤井	基之 (自民)	小池	晃 (共産)
	秋元	司 (自民)	島田	智哉子 (民主)	福島	みずほ (社民)
	神取	忍 (自民)	下田	敦子 (民主)		
	清水	嘉与子 (自民)	千葉	景子 (民主)		(19.2.15 現在)

厚生労働

(1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出12件（うち本院先議3件）及び衆議院提出2件（うち青少年問題に関する特別委員長1件）の合計14件であり、いずれも可決、修正議決または承認した。このほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願73種類991件のうち、13種類295件を採択した。

〔法律案等の審査〕

社会保険庁改革 日本年金機構法案は、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止するとともに、日本年金機構を設立し、その業務運営の基本となるべき事項等を定めようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案は、国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものである。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案は、政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3法律案の審査を一括して行い、参考人からの意見聴取や社会保険業務センター等における年金記録管理の実情の視察を行うとともに、未統合の年金記録問題が生じた要因及び責任の所在、未統合年金記録の統合作業の進め方、総務省に設置する第三者委員会の役割、社会保険庁を廃止し日本年金機構を創設する理由、

年金事務費の財源と使途の在り方、国民年金保険料納付率の向上に向けた取組等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。3法律案に対する質疑の終局を諮ったところ異議があったため、採決により質疑の終局を決定した。次いで、討論に入り、採決により討論を終局することを決定した後、順次採決の結果、3法律案はいずれも多数をもって、原案どおり可決された。

その他 雇用保険法等の一部を改正する法律案は、行政改革推進法に基づき、雇用保険の失業等給付に係る国庫負担及び雇用安定事業等の見直しを行うとともに、船員保険の職務上の災害及び失業等に関する給付制度を労働保険制度に統合するほか、雇用保険制度の直面する課題に対応するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、雇用保険における国庫負担の意義、基本手当の受給資格要件見直しの妥当性、育児休業給付制度の在り方、雇用安定事業等の適正化を図る必要性等について質疑が行われた。質疑終局の後、自由民主党及び公明党から、本法律案の施行期日を公布の日に改める等の修正案が提出された。討論の後、本法律案は多数をもって修正議決された。なお、附帯決議が付された。

児童手当法の一部を改正する法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、3歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の額を引き上げようとするものである。

委員会においては、今回の改正における乳幼児加算の考え方、児童手当の給付水準の在り方、平成20年度以降の児童手当に係る財源の確保策、附則第7条の小学校修了前特例給付に係る規定を見直す必要性等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行おうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、介護福祉士等介護職員の労働条件の改善策、准介護福祉士を設けることの是非、社会福祉士資格の活用方策等について質疑が行われた。質疑終局の後、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党から、日本国とフィリピン共和国との間の経済連携協定に関する両国政府間の協議の状況を勘案し、本法律の公布後5年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の修正案が提出された。討論の後、本法律案は多数をもって修正議決された。なお、附帯決議が付された。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案は、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等

に関する措置の充実等を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取やスーパーにおける短時間労働者の労働の実情等を視察するとともに、差別的取扱いをしてはならない労働者の要件の妥当性、改正法の実効性確保策、改正内容を周知徹底する必要性、有期契約労働者等の均衡待遇を図るための法整備の必要性等について質疑を行った。質疑終局の後、日本共産党及び社会民主党・護憲連合から、法律の対象者に有期労働者を加えること等を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案は否決され、原案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

上記のほか、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案がそれぞれ可決された。また、地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件が承認された。

〔国政調査等〕

第165回国会閉会後の平成19年1月18日～19日、和歌山県及び大阪府における社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

2月15日、少子化等に関する件を議題とし、政府の少子化対策の経緯及びその効果が上がらなかった理由、「子育て支援」という観点を政策に取り入れる必要性、少子化対策にとどまらない総合的な視点から次世代育成支援に取り組む必要性、税制の観点から少子化対策を検討する必要性、総理大臣の考える「美しい国」における少子化対策、子ども家庭省設置の必要性、民法772条の嫡出推定に関する規定を改正する必要性、不妊治療における保険適用範囲の妥当性、病児・病後児保育事業を拡充する必要性、男性の育児休業取得促進策の必要性等について質疑を行った。

3月8日、厚生労働行政の基本施策について柳澤厚生労働大臣から所信を、平成19年度厚生労働省関係予算について石田厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月15日、厚生労働行政の基本施策について、准看護師の資質向上を図る必要性、産科医療における無過失補償制度の開始時期と制度を医療全般に広げる可能性、難治性疾患克服研究事業の対象疾患を広く認める必要性、障害程度区分判定スキームの抜本的見直しの必要性、養護学校教諭による医療的ケアを認めることを検討する必要性、視覚障害者に対する情報バリアフリー対策を促進する必要性、コミュニケーション能力に困難を抱える若年者の就労支援策、ネットカフェ難民といわれる若年ホームレス問題に対する認識、中国残留邦人に対する新たな給付金制度創設の必要性、原爆症認定に関する審査の方針を見直す必要性等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度厚生労働省関係予算の審査を行い、

原爆症認定方法を見直す必要性、医師確保策として大学医学部の地域枠や奨学金を拡充する必要性、平成20年度以降の予算における社会保障関係費の歳出削減に対する厚生労働大臣の認識、難病患者を障害者雇用率制度及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象とする必要性、療養病床の円滑な転換に向けた支援措置、視覚障害者に対する情報バリアフリーの促進に係る厚生労働省の取組、薬害C型肝炎訴訟について早急に解決を図る必要性、タミフルの服用と死亡との関係を否定した根拠、最低賃金を全国一律に時給1,000円以上に引き上げる必要性、製造業への労働者派遣を禁止する必要性等について質疑を行った。

4月10日、雇用、労働等に関する件を議題とし、長時間労働是正に向けた取組の必要性と企業努力の限界、自己管理型労働制の概要及び海外の労働時間法制、派遣労働者の雇用を安定させるための方策、労働者派遣法の規制を強化する必要性、労働者派遣法違反企業に行政が業務委託することの問題性、労働契約法案及び労働基準法改正案に対する参考人の見解、同一労働同一賃金の実現に向けた制度を創設する必要性、障害者雇用の促進に向けた取組等について質疑を行った。

4月26日、救命救急制度に関する件を議題とし、救急告示医療施設の減少による医療提供体制への影響、救急業務実施体制を充実させる必要性、救急医療に関わる人材育成の必要性、ドクターヘリの必要性、商店街へのAED設置促進に向けた支援策の概要等について質疑を行った。

また、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案に関する件を議題とし、同法案の草案について、委員長から趣旨説明を聴取した後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

その後、国民の安心のための救急医療体制の確保に関する決議の件を議題とし、同決議を行った。

5月8日、年金、医療等に関する件を議題とし、非配偶者間の体外受精が事実上行われている現状に対する政府の見解、後期高齢者医療制度創設後も適切な高齢者医療を提供する必要性、サージカル・トレーニングに対する厚生労働大臣の見解と今後の取組、現役医師の研修を目的とした献体に関する法整備の必要性等について質疑を行った。

5月10日、年金、医療等に関する件を議題とし、「がん難民」についての厚生労働大臣の認識及び「がん難民」が生まれる背景、がん検診の保険者による実施を義務化する必要性、民間医療保険加入時における公的医療保険制度に関する説明義務の在り方、高額療養費の支給のために申請手続を必要とすることの妥当性、病院にソーシャルケースワーカーを配置する必要性、年齢により診療報酬体系を変えることの妥当性、潜在看護師の活用のため看護師の国家免許を届出制とする必要性、医師にへき地等での勤務を義務付ける必要性、産科医療機関の集約化に伴う問題への対応策、最低生活を保障する給付水準の年金制度とする必要性等について質疑を行った。

〔法律案の提出〕

4月26日、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を提供する体制の確保に寄与しようとするものである。

(2) 委員会経過

○平成19年2月15日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少子化等に関する件について安倍内閣総理大臣、柳澤厚生労働大臣、高市内閣府特命担当大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑(内閣総理大臣出席)

〔質疑者〕千葉景子君(民主)、山本保君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)、後藤博子君(国民、委員外議員)

・質疑

〔質疑者〕阿部正俊君(自民)、下田敦子君(民主)、山本孝史君(民主)、島田智哉子君(民主)、足立信也君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)、後藤博子君(国民、委員外議員)

○平成19年3月8日(木)(第2回)

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について柳澤厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成19年度厚生労働省関係予算に関する件について石田厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件(第164回国会閣承認第3号)(衆議院送付)について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月13日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件(第164回国会閣承認第3号)(衆議院送付)について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕島田智哉子君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

(第164回国会閣承認第3号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成19年3月15日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、津田弥太郎君（民主）、森ゆうこ君（民主）、柳澤光美君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年3月20日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
- （厚生労働省所管）について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、櫻井充君（民主）、辻泰弘君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月22日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕足立信也君（民主）、島田智哉子君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年3月27日（火）（第7回）

- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第24号）賛成会派 自民、公明、共産、社民
反対会派 民主

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、武見厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事山田耕蔵君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、津田弥太郎君（民主）、辻泰弘君（民主）、櫻井

充君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月29日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 辻泰弘君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

(閣法第23号)賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成19年4月10日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

[質疑者] 島田智哉子君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

(閣法第22号)賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 雇用、労働等に関する件について柳澤厚生労働大臣、政府参考人、参考人社団法人日本経済団体連合会専務理事紀陸孝君、日本労働組合総連合会事務局長古賀申明君及び東京学芸大学人文社会科学系教授野川忍君に対し質疑を行った。

[質疑者] 坂本由紀子君(自民)、小林正夫君(民主)、櫻井充君(民主)、山本保君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月12日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 津田弥太郎君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

(閣法第38号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成19年4月17日(火)(第11回)

- 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案(閣法第88号)について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月19日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案（閣法第88号）について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、森ゆうこ君（民主）、櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第88号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年4月24日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、下田敦子君（民主）、櫻井充君（民主）、柳澤光美君（民主）、足立信也君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年4月25日（水）（第14回）

- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）について参考人国立社会保障・人口問題研究所所長京極高宣君、社団法人日本介護福祉士会会長石橋真二君、社会福祉法人浴風会理事長・社会福祉法人万葉の里理事長・日本社会事業大学名誉博士板山賢治君及び日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長小島茂君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、下田敦子君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年4月26日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第87号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 救命救急制度に関する件について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕足立信也君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 国民の安心のための救急医療体制の確保に関する決議を行った。

○平成19年5月8日（火）（第16回）

- 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第86号）について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金、医療等に関する件について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、大塚耕平君（民主）

○平成19年5月10日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第86号）について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第86号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金、医療等に関する件について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本孝史君（民主）、足立信也君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年5月15日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、円より子君（民主）、林久美子君（民主）、柳澤光美君（民主）、浮島とも子君（公明）、吉川春子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年5月16日（水）（第19回）

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について参考人法政大学キャリアデザイン学部教授武石恵美子君、日本労働組合総連合会総合人権・男女平等局総局長龍井葉二君、元社団法人全国生活衛生同業組合中央会理事長白木信平君、弁護士坂本福子君及び全国コミュニティ・ユ

ニオン連合会会長鴨桃代君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、森ゆうこ君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年5月17日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 櫻井充君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、島田智哉子君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年5月22日（火）（第21回）

- 少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 柳澤光美君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、櫻井充君（民主）、津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年5月24日（木）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

（法務委員会を参照）

○平成19年5月24日（木）（第22回）

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第37号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、社民
なお、附帯決議を行った。
- 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長小宮山洋子君から趣旨説明を聴き、衆議院青少年問題に関する特別委員長代理やまぎわ大志郎君、同高井美穂君、同伊藤渉君、同石井郁子君及び衆議院青少年問題に関する特別委員長小宮山洋子君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 清水嘉与子君（自民）、櫻井充君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（衆第20号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成19年5月29日（火）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣、林内閣府副大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、小林正夫君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年5月31日（木）（第24回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣、大野総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 辻泰弘君（民主）、柳澤光美君（民主）、足立信也君（民主）、津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第36号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年6月5日（火）（第25回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

以上両案について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員石崎岳君から趣旨説明を聴いた後、

- 日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員石崎岳君、同宮澤洋一君、柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 西島英利君（自民）、足立信也君（民主）、櫻井充君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年6月7日（木）（第26回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員石崎岳君、同宮澤洋一君、柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、峰崎直樹君（民主）、福山哲郎君（民主）、森ゆうこ君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年6月8日（金）（第27回）

- 日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上3案について参考人東京都社会保険労務士会常任理事大野実君、株式会社江原食品代表取締役・全国社会保険委員会連合会理事・埼玉県社会保険委員会連合会会長江原靖幸君、社会保険労務士廣瀬幸一君、自営業中村美津子君、自営業中村正見君、社会保険労務士原田朋之君及び主婦梅原喜代江君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、津田弥太郎君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年6月12日（火）（第28回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員宮澤洋一君、同石崎岳君、柳澤厚生労働大臣、田村総務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事稲葉延雄君及び国民生活金融公庫理事飛田康隆君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島真人君（自民）、谷合正明君（公明）、櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、山本孝史君（民主）、柳澤光美君（民主）、大久保勉

君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成19年6月14日(木)(第29回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本年金機構法案(閣法第78号)(衆議院送付)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆第37号)(衆議院提出)

以上3案について発議者衆議院議員宮澤洋一君、同福島豊君、安倍内閣総理大臣、柳澤厚生労働大臣、下村内閣官房副長官、田村総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

[質疑者] 藤末健三君(民主)、下田敦子君(民主)

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者] 片山虎之助君(自民)、舛添要一君(自民)、小川敏夫君(民主)、津田弥太郎君(民主)、山本保君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

・質疑

[質疑者] 直嶋正行君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成19年6月18日(月)(第30回)

○日本年金機構法案(閣法第78号)(衆議院送付)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆第37号)(衆議院提出)

以上3案について参考人早稲田大学法学学術院教授・法学博士・社会保険新組織の実現に向けた有識者会議座長佐藤英善君、有限会社セレーノ代表取締役・社会保険新組織の実現に向けた有識者会議委員・社会保障審議会年金部会委員杉山千佳君、株式会社日本総合研究所調査部主任研究員・社会保障審議会年金部会委員西沢和彦君、中央社会保障推進協議会事務局長山田稔君及び函館大学客員教授磯村元史君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 中村博彦君(自民)、足立信也君(民主)、浮島とも子君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成19年6月19日(火)(第31回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本年金機構法案(閣法第78号)(衆議院送付)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員宮澤洋一君、同石崎岳君、柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、田村総務副大臣、政府参考人及び参考人財団法人厚生年金事業振興団常務理事横田吉男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、櫻井充君（民主）、尾立源幸君（民主）、藤本祐司君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年6月21日（木）（第32回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員福島豊君、同宮澤洋一君、柳澤厚生労働大臣、椎名財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕津田弥太郎君（民主）、足立信也君（民主）、峰崎直樹君（民主）、福山哲郎君（民主）、櫻井充君（民主）

○平成19年6月28日（木）（第33回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員石崎岳君、同鴨下一郎君、柳澤厚生労働大臣、田村総務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、辻泰弘君（民主）、島田智哉子君（民主）、櫻井充君（民主）、森ゆうこ君（民主）、藤末健三君（民主）、福山哲郎君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、足立信也君（民主）

（閣法第78号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（閣法第79号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（衆第37号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成19年7月5日(木)(第34回)

- 請願第32号外293件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するもの、第952号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものとそれぞれ審査決定し、第1号外695件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)

【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく特別会計の改革を実施するため、雇用保険の失業等給付に係る国庫負担及び雇用安定事業等並びに労働者災害補償保険の労働福祉事業の見直しを行うとともに、船員保険の職務上の災害等に関する給付制度を労働者災害補償保険制度に、失業等に関する給付制度を雇用保険制度に統合するほか、雇用保険制度における直面する課題に対応するための見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 雇用保険法の一部改正

一 基本手当の受給資格要件等の改正

1 被保険者資格区分の改正

一般被保険者及び高年齢継続被保険者に係る短時間労働被保険者とそれ以外の被保険者の区分を廃止する。

2 基本手当の受給資格要件の改正

基本手当の受給資格要件について、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上であれば受給資格を取得できるものとするほか、その離職が倒産等に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの又は解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者については、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上であれば受給資格を取得できるものとする。

二 特例一時金の改正

特例一時金の支給額を、基本手当の日額の30日相当分とする。ただし、当分の間、基本手当の日額の40日相当分とする。

三 教育訓練給付の改正

1 返還命令等の対象の追加

偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者と連帯して不正受給額の返還又は納付額の納付を命ぜられる対象として、偽りの証明等をした指定教育訓練実施者(厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。)を加える。

2 支給要件期間の暫定措置

当分の間、教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に限り、教育訓練を開始

した日までの間に被保険者として雇用された期間が1年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることができる。

四 育児休業給付の改正

平成22年3月31日までに育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始した被保険者については、育児休業者職場復帰給付金の額を、育児休業基本給付金の支給日数に休業開始時賃金日額の100分の20に相当する額を乗じて得た額とする。

五 雇用安定事業等の改正

1 雇用安定事業等の対象の明確化

雇用安定事業及び能力開発事業の対象として、被保険者になろうとする者を規定する。

2 雇用福祉事業の廃止

雇用福祉事業を廃止する。

六 国庫負担の改正

1 高年齢雇用継続給付に係る国庫負担の廃止

高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に要する費用に係る国庫負担は、平成19年度から廃止する。

2 国庫負担に関する暫定措置

失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額については、平成19年度以後当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の100分の55に相当する額とする。

七 雇用保険法の適用範囲の改正

雇用保険法の適用対象に船員を含めるとともに、政令で定める漁船に乗り組むため雇用される船員の一部を適用除外とする。

第二 船員保険法の一部改正

一 保険者に関する事項

船員保険は、健康保険法による全国健康保険協会が管掌する。

二 保険給付に関する事項

1 職務外の事由による疾病等に関する保険給付

この法律による職務外の事由（通勤を除く。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、療養の給付及び入院時食事療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、高額療養費等の支給とする。

2 職務上の事由又は通勤による疾病等に関する保険給付

この法律による職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡等に関する保険給付は、休業手当金、障害年金、障害手当金、行方不明手当金、遺族年金、遺族一時金等の支給とする。

第三 労働者災害補償保険法の一部改正

一 労働福祉事業の改正

「労働福祉事業」の事業名を「社会復帰促進等事業」に改めるとともに、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による事業に「保険給付の適切な実施の確保

並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業」を加え、同項第4号の規定による労働条件確保事業を廃止する。

二 労働者災害補償保険法の適用範囲の改正

労働者災害補償保険法の適用除外から船員保険の被保険者を削除する。

第四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

厚生労働大臣は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況等に応じ必要があると認めるときは、雇用保険率を基本の雇用保険率から1000分の4の範囲内において変更することができる。

第五 施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第一の一、二、三の2及び四については平成19年10月1日から、第一の七、第二及び第三の二については平成22年4月1日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

- 一 この法律の施行期日を平成19年4月1日から公布の日に改める。
- 二 労働保険の失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更の範囲の拡大のうち引下げに係る部分については、平成19年4月1日から適用する。
- 三 労働保険料の納付等の期間について、平成19年4月1日から雇用保険率を変更した日の前日までの日数分を延長するための措置を講ずる。
- 四 その他所要の整理を行う。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、失業等給付に係る国庫負担は、雇用政策に対する政府の責任を示すものであることにかんがみ、4分の1負担とする本則の枠組みを堅持するとともに、今後、雇用保険制度の安定的な運営を確保するために必要が生じた場合には、その時点での雇用保険財政や雇用失業情勢の状況、国家財政の状況等を踏まえ、その在り方を適切に検討すること。また、失業等給付に係る雇用保険率については、弾力条項の適切な運用を図り、同条項の発動による保険料率の引上げは慎重に行うこと。
- 二、短時間労働被保険者区分の廃止による被保険者資格の一本化に当たっては、基本手当の受給資格要件の変更について、周知徹底に努めること。また、被保険者資格が1年未満でいわゆる雇止めにより離職する期間雇用者及び正当な理由がある自己都合退職の基準に合致する被保険者に対しては、解雇、倒産等と同様に取り扱うことにより、基本手当の受給において不利益が生じないように配慮すること。
- 三、特例一時金の引下げに伴って季節的な労働者の生活の安定に支障を来すことのないよう、関係省庁や関係自治体等とも連携しつつ、季節労働者の通年雇用化など積雪寒冷地等の地域雇用対策を一層強化し実効あるものとする。
- 四、育児休業給付の給付率の引上げについては、今後、暫定措置期間が終了する平成22年度以降の継続について、その在り方（育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金

の在り方を含む。)を検討するとともに、育児休業給付を受けた期間を、基本手当の算定基礎期間から除外することについて、周知・徹底に努めること。また、育児休業については、取得率が低い中小企業に対し、雇用安定事業の助成金制度を活用するなど、取得促進のための対策を充実強化すること。

五、子育て期間中の所得保障を含めた経済的支援の在り方については、関係部局が横断的に、保育サービス、児童手当、出産手当等諸施策の給付と財源の仕組みを総合的に検証し、早急に検討を行うこと。

六、高年齢雇用継続給付の廃止に伴い、中小企業における65歳までの雇用機会確保措置の進展に支障がないよう必要な対策を行うこと。

七、雇用福祉事業廃止後の雇用保険二事業及び改正後の社会復帰促進等事業については、循環的な評価管理（PDCAサイクル）の手法による目標管理を適切に行い、引き続き不断の見直しを行うよう努めること。また、都道府県労働相談窓口機能の低下を招かぬよう、都道府県労働相談事業の継続に向け、国は都道府県に対し必要な支援を行うとともに、労働災害の被災者及びその遺族に対する援護等の措置について、改正後の被災者等に従前の被災者等との格差が生じないようにすること。同時に、労働保険事務組合が小規模事業所で働く労働者の労働保険の加入と定着に大きく貢献している現状にかんがみ、同組合の活動を奨励・促進するための助成に対しては特段の配慮をすること。

八、今後とも、雇用失業情勢に対応し、雇用対策の効果的な実施に努めるとともに、雇用保険がセーフティネットとしての機能を十分に果たすよう万全を期し、あわせて、その健全運営の確保に努めること。特に、失業認定等の基本手当に係る制度や育児休業給付その他の給付制度の運用については、その実態等を把握の上、不断に必要な改善を行うよう努めること。さらに、長期失業者等に対する諸外国における公費による補足的失業扶助制度について調査を行うこと。また、船員保険制度の雇用保険制度及び労災保険制度への統合等に当たっては、船員労働の特殊性を踏まえつつ、関係労使の意見を十分聴取し、制度の改変に伴う悪影響が生じないように慎重に対応すること。

右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、平成16年に成立した年金制度改正法において、基礎年金の国庫負担割合については、平成21年度までの間の別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）において2分の1に引き上げることとされていることを踏まえ、平成19年度以降における国庫負担の割合を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一 平成19年度から特定年度の前年度までの間において、国庫は、国民年金制度に係る基礎年金の給付に要する費用の3分の1に加え、当該要する費用の1000分の32を負担する。

二 平成19年度から特定年度の前年度までの間において、国庫は、厚生年金保険制度に

係る基礎年金拠出金の額の3分の1に加え、当該額の1000分の32を負担する。

第二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

国家公務員共済組合制度について、第一の改正に準じた改正を行う。

第三 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正

私立学校教職員共済制度について、第一の改正に準じた改正を行う。

第四 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

地方公務員共済組合制度について、第一の改正に準じた改正を行う。

第五 施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、3歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、3歳に満たない児童に係る児童手当及び附則第6条第1項の特例給付の額を、1月につき、1万円に3歳に満たない児童の数を乗じて得た額に引き上げようとするものである。

なお、この法律は、平成19年4月1日から施行し、平成19年3月以前の月分の児童手当及び附則第6条第1項の特例給付の額については、なお従前の例による。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、今後の少子化社会における児童手当制度の在り方については、子育てを行う家庭の経済状況の実態にかんがみ、安定的な財源の確保を図りつつ、支給対象児童の範囲、支給期間、支給額等について更なる検討を行い、制度の充実に努めること。
 - 二、将来にわたって安心して子どもを生み育てられる社会を実現するため、児童手当を含めた少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保については、政府を挙げて検討し、適切な対応を講ずること。
 - 三、本委員会における審議の過程において、本法律案により小学校修了前特例給付の一部が支給されなくなるのではないかとの指摘があったことを踏まえ、その施行に当たっては、従前どおりの支給が確保されることについて十分に周到な周知徹底を図り、円滑な支給がなされるよう努めること。
- 右決議する。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、労働者の意欲と能力に応じた就業機会の確保等を図るため、青少年の雇用機会の確保、労働者の募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保並びに外国人労働者の雇用管理の改善等のための措置を講ずるとともに、雇用機会が著しく不足

している地域等について地域雇用開発を促進するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 雇用対策法の一部改正

一 国の施策

国は、女性の就業促進、青少年の雇用促進、外国人の雇用管理の改善の促進、雇用機会が不足している地域における雇用の促進等に関する事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

二 事業主の責務等

- 1 事業主は、青少年の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。
- 2 事業主は、その雇用する外国人の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇等により離職する場合において再就職を希望するときは、求人の開拓その他再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、1及び2の事項に関し、事業主が適切に対処するための指針を定め、これを公表するものとする。
- 4 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

三 雇用対策基本計画の廃止

雇用対策基本計画に関する規定を削除する。

四 外国人雇用状況の届出等

- 1 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、その者の氏名、在留資格、在留期間等の事項を確認し、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 2 1の届出があったときは、国は、職業安定機関において、必要な指導及び助言を行うこと等により、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進又は再就職の促進に努めるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、法務大臣から、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあったときは、1の届出等に係る情報を提供するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、1の施行に必要な限度において、報告を命じ、立入検査を行うことができる。

第二 地域雇用開発促進法の一部改正

一 定義

- 1 「雇用開発促進地域」とは、その地域内の労働者等の総数に対する当該地域内の求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にある等の要件に該当する地域をいう。

- 2 「自発雇用創造地域」とは、その地域内の求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、求職者が就職することが困難な状況にあること、市町村、都道府県、事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出（以下「雇用の創造」という。）の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じていること等の要件に該当する地域をいう。

二 地域雇用開発指針

厚生労働大臣は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（以下「地域雇用開発指針」という。）を策定するものとする。

三 地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画

- 1 都道府県は、雇用開発促進地域に該当すると認められるものについて、地域雇用開発計画を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 2 市町村は単独で又は共同して、都道府県は市町村と共同して、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、地域雇用創造計画を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。市町村長又は都道府県知事は、地域雇用創造計画の案を作成するに当たっては、一2の協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）の議を経なければならない。
- 3 厚生労働大臣は、地域雇用開発計画又は地域雇用創造計画が地域雇用開発指針に適合すると認めるときは、その同意をするものとする。

四 地域雇用開発のための措置

1 雇用開発促進地域

政府は、地域雇用開発計画の内容に応じ、厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法の雇用安定事業又は能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 自発雇用創造地域

政府は、地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が厚生労働省令で定める事業に該当する場合であって、厚生労働大臣が雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法の雇用安定事業又は能力開発事業として行うものとする。

五 その他

- 1 国は、この法律に定める措置と地域の活力の再生を推進するための措置、地域における産業集積の形成及び活性化を促進するための措置等とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。
- 2 国は、都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域等における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言等を行うように努めなければならない。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一の二及び四については、平成19年10月1日から施行する。
- 二 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化等に的確に対応するため、若者、女性、高齢者、障害者等、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組むこと。
- 二、公共職業安定所（ハローワーク）は、政府の雇用対策の実施に当たり、雇用のセーフティネットとしての役割を担う中核的機関であることを認識し、その役割・機能を一層強化するよう努めること。
- 三、青少年の雇用機会の確保については、これを事業主の努力義務とするに当たり、年長フリーターの正規雇用化が着実に進むよう、実効性のある大臣指針を策定するとともに、当該指針に基づき、都道府県労働局及びハローワークが関係企業に対して強力な指導を行うこと。また、35歳以上の者についても、個々の求職者の状況を踏まえ、きめ細かな支援措置を講ずること。さらに、若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）は、地方における若者の雇用対策の中核的拠点となっていることを踏まえ、同事業を実施する都道府県に対して必要な支援を行うこと。
- 四、いわゆるネットカフェ難民を含め常用雇用化を望む日雇い派遣労働者等の雇用の安定を図ることは喫緊の政策課題であることにかんがみ、適切な対策を講ずること。
- 五、労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止の義務化に当たり、事業主等への周知徹底に努めるとともに、真に実効性あるものとなるよう、従来、例外的に年齢制限が認められる場合として指針に定められてきた事項を抜本的に見直し、必要最小限に限定すること。また、国家公務員及び地方公務員についても、民間事業主への義務化を踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図ること。
- 六、不安定な雇用環境の下で就労する外国人労働者の雇用環境の改善に向けて具体的対策を推進すること。また、外国人雇用状況報告は、外国人労働者の雇用管理の改善、円滑な再就職の促進等に確実に役立てるようになるとともに、厚生労働大臣は、法務大臣からの情報提供の求めに対しては、その目的等に照らし、必要な範囲で、適正に対応すること。特に、個人情報取扱いに当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い、その保護に万全を期すこと。また、外国人であることの確認が雇用における国籍差別を招くことがないように、指針に職業安定法第3条及び労働基準法第3条の趣旨を明示するなど、適切な対策を講ずること。
- 七、「技術立国」、「ものづくり日本」を掲げる我が国にとって、技能労働者の養成は重要な課題であることにかんがみ、本改正により「技能労働者の養成確保」の表現が削除さ

れても、その取組が低下することのないよう、今後とも、関係機関と十分な連携を図り、技能労働者の養成及び技能の向上に努めること。

八、地域間で雇用情勢に大きな格差が見られる中で、雇用対策は、地域の実情に応じ、国と地方公共団体との密接な連携により機動的かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、産業政策をはじめ地域再生に向けた取組と一体となって、実効ある雇用創出の取組の推進に努めること。また、引き続き、雇用情勢の特に厳しい地域に対する雇用対策の強化に努めること。

九、雇用対策基本計画の廃止によっても、雇用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要であることから、別途、雇用に関する施策についての基本的な方針を定めること。その際、労働政策審議会において労使の意見を十分踏まえるよう努めること。また、都道府県労働局長が雇用施策の実施に関する方針を定めるに当たっては、都道府県知事の意見を聞くとともに、地方労働審議会において地域の労使の意見を十分踏まえるよう努めること。

十、短時間労働者について通常の労働者への転換の推進が図られるようになったこと等を踏まえ、有期労働契約を締結している労働者についても、その雇用管理の改善や通常の労働者への転換を支援するための施策を講ずるようにすること。

十一、すべての労働者に仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が確保されるよう、労働条件の改善、就業環境の整備等の雇用管理改善に向けた施策を講ずるよう努めること。

右決議する。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第37号)

【要旨】

本法律案は、近年における急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等にかんがみ、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がある能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 雇用管理の改善等に関する措置

1 労働条件に関する文書の交付等

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法第15条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであって厚生労働省令で定めるものを文書の交付等の方法により明示しなければならない。

2 通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止

(一) 事業主は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）が当該事業所における通常の労働者と同一の短時間労働者（以下「職務内容

同一短時間労働者」という。)であって、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているもののうち、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者と同一の範囲で変更されると見込まれるもの(以下「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。)については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

(二) (一)の期間の定めのない労働契約には、反復して更新されることによって期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含むものとする。

3 均衡のとれた待遇の確保のための賃金に係る措置

(一) 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者(2の短時間労働者を除く。以下4(二)及び5において同じ。)の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金(通勤手当、退職手当等を除く。(二)において同じ。)を決定するように努めるものとする。

(二) 事業主は、職務内容同一短時間労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主に雇用される期間のうち少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、当該変更が行われる期間においては、通常の労働者と同一の方法により賃金を決定するように努めるものとする。

4 均衡のとれた待遇のための教育訓練に係る措置

(一) 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であって、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間労働者が既に当該職務に必要な能力を有している場合等を除き、職務内容同一短時間労働者に対しても、これを実施しなければならない。

(二) 事業主は、(一)のほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、当該短時間労働者に対して教育訓練を実施するように努めるものとする。

5 均衡のとれた待遇のための福利厚生に係る措置

事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であって、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならない。

6 通常の労働者への転換の推進

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次のいずれかの措置を講じなければならない。

(一) 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知

すること。

(二) 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与えること。

(三) 一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

7 待遇の決定に当たって考慮した事項の説明

事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあったときは、1から6まで及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第七条の規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

二 紛争の解決

1 苦情の自主的解決

事業主は、一1、2(一)、4(一)、5、6及び7の事項に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、その自主的な解決を図るように努めるものとする。

2 紛争の解決の援助

都道府県労働局長は、1の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3 調停

都道府県労働局長は、1の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

三 短時間労働援助センターの業務の見直し

短時間労働援助センターの業務の一部を廃止し、短時間労働援助センターは、資料の収集等の業務及び短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うものとする。

四 施行期日等

1 この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、三については平成19年7月1日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法の内容について、事業主、労働者等に対する周知徹底に努めるとともに、均等・

均衡待遇の確保のためにとるべき措置等について具体的かつわかりやすい事例を示す等、事業主に対する指導を行うこと。特に、差別的取扱い禁止の対象となる短時間労働者の要件については、雇用の実態を踏まえ、労使双方にとって公正な運用が行われるよう十分配慮しつつ、その範囲が明確となるよう、判断に当たって必要となる事項等を示すこと。また、短時間労働援助センターによる助成金の支給等により、事業主に対し、十分な支援に努めること。

二、短時間労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を更に進めるため、参考となる先進的な雇用管理事例のほか、職務分析の手法や比較を行うための指標（モノサシ）について内外の情報を収集するとともに、事業主に対し、それらを提供することにより、その取組を支援すること。

三、法の実効性を高める観点から、都道府県労働局の雇用均等室においては、事業主に対する報告徴収をはじめとする行政指導の強化や調停の活用を図ること。また、本法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の雇用均等室等について、専門家の配置を含めた体制を整備すること。

四、いわゆるフルタイムパート（所定労働時間が通常の労働者と同じである有期契約労働者）についても本法の趣旨が考慮されるべきであることを広く周知し、都道府県労働局において、相談に対して適切に対応すること。また、我が国における短時間労働者の多くは、労働時間が短いことに加え、有期労働契約による問題が多い実態を踏まえ、有期契約労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を進めるため、有期契約労働者に関わる問題を引き続き検討すること。

五、正社員の労働条件について、本法を契機として合理的理由のない一方的な不利益変更を行うことは法的に許されないことを周知するとともに、事業主に対して適切に指導を行うこと。

六、長時間労働が常態化している男性正社員の働き方の見直しを含め、短時間労働者と通常の労働者の双方において、仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進めること。あわせて、短時間正社員制度が社会的に定着するよう一層の取組に努めること。

七、昭和61年度の税制改正により、103万円を境とする所得の逆転現象が解消されているにもかかわらず、今なお、就業調整が相当数の短時間労働者によって行われている現状にかんがみ、誤解に基づく就業調整が行われることのないよう、短時間労働者や事業主などに対する現行税制についての周知徹底に努めること。

八、正社員以外のあらゆる労働者の処遇の改善を図るため、その労働条件及び雇用管理状況の実態把握を行うこと。

右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を引き上げるとともに、障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

1 公務死の場合

年額196万2,500円を、平成19年10月分から196万6,800円に引き上げる。

2 勤務関連死の場合

年額155万9,500円を、平成19年10月分から平成20年9月分までについては156万8,700円に、平成20年10月分から157万3,500円に引き上げる。

3 平病死（公務軽症）の場合

年額50万3,750円を、平成19年10月分から平成20年9月分までについては51万4,550円に、平成20年10月分から平成23年9月分までについては51万4,550円以上55万7,600円以下の政令で定める額に、平成23年10月分から55万7,600円に引き上げる。

二、年金額の自動改定

障害年金、遺族年金、遺族給与金等の額の改定については、公的年金の引上率により自動的な改定を行う。

三、年金の支払の調整

年金の過誤払による返還金債権について、年金の支払債務との調整を行うことができる。

四、施行期日

この法律は、平成19年10月1日から施行する。

日本年金機構法案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度（以下「政府管掌年金」という。）に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止するとともに、日本年金機構（以下「機構」という。）を設立し、その業務運営の基本となるべき事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 総則

機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府管掌年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

第二 役員及び理事会並びに職員

一 役員及び理事会

- 1 機構に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人を置く。
- 2 機構に、理事長、副理事長及び理事をもって組織する理事会を置く。

二 役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三 業務

一 業務の範囲等

- 1 機構は、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法等の関係規定による厚生労働大臣の権限に係る事務等をその委任等に基づき行う。
- 2 機構は、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

二 中期目標等

- 1 厚生労働大臣は、3年以上5年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。
- 2 機構は、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 3 機構は、毎事業年度、中期計画に基づき、当該事業年度における業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第四 交付金

政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を、財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該財源の内訳に対応した使途を明らかにして交付するものとする。

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

- 1 第五の三、四及び五 公布の日
- 2 第六の二の1 平成20年10月1日

二 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三 基本計画

- 1 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確

保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、業務の委託の推進及び機構の職員の採用についての基本的な事項について定めるものとする。
- 3 政府は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

四 設立委員等

- 1 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。

五 職員の採用

設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行い、採否を決定するに当たっては、人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聴くものとする。

第六 その他

一 厚生労働大臣の権限の財務大臣への委任に関する事項

厚生労働大臣は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

二 厚生労働省設置法の一部改正

- 1 地方厚生局が分掌する厚生労働省の所掌事務として保険医療機関等に対する指導及び監督等の事務を追加する。
- 2 社会保険庁に関する規定を削除する。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案 (閣法第79号)

【要旨】

本法律案は、国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 資料の提供等

- 一 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認め

るときは、官公署に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

二 社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、生活保護法による生活扶助を受けている者等又は健康保険法等の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な資料の提供を求めることができる。

三 社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対する国民年金法の周知その他の必要な協力を求めることができる。

第二 福祉施設規定の見直し

一 福祉施設規定を廃止する。

二 政府は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、国民年金及び厚生年金保険に関し、教育及び広報等の事業を行うことができる。

第三 費用

一 政府は、保険料を国民年金事業の事務の執行に要する費用に充てることができる。

二 国民年金保険料について、指定代理納付者による納付（クレジットカードによる納付）をできるものとする。

三 被保険者（保険料を滞納している者であって、市町村から特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしている者に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を行う旨の申出をした市町村は、当該事務を行うことができる。

第四 学生納付特例の事務手続に関する特例等

一 国及び地方公共団体並びに社会保険庁長官の指定を受けた国立大学法人、公立大学法人及び学校法人等は、その設置する大学等の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る学生納付特例の申請に関する事務を行うことができる。

二 社会保険庁長官の指定を受けた同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体等は、当該団体の構成員等である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うことができる。

第五 基礎年金番号

一 国民年金原簿及び厚生年金被保険者に関する原簿の記録事項に基礎年金番号を追加する。

二 国民年金事業の運営に関する事務等の遂行のため特に必要がある場合を除き、行政機関等による基礎年金番号の告知要求を禁止するとともに、それ以外の者による基礎年金番号の利用を禁止する。

第六 届出

一 厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けられる第三号被保険者の氏名及び住所の変更等について、当該第三号被保険者は当該事項に係る届出を厚生労働大臣に対して行うことを要しない。

二 厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる被保険者又は受給権者の死亡について、戸籍法の規定による当該被保険者又は受給権者の死亡の届出義務者はその旨を厚生労働大臣に届け出ることを要しない。

第七 国民健康保険法の一部改正

市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、国民健康保険の保険料等を滞納している世帯主又は国民年金保険料を滞納している世帯主等の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。

第八 住民基本台帳法の一部改正

住民基本台帳法に基づく住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる社会保険庁の事務として、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者に係る届出に関する事務を追加する。

第九 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

労働保険料の概算保険料の申告納付期限を当該保険年度の6月1日から40日以内とし、確定保険料の申告納付期限を次の保険年度の6月1日から40日以内とする。

第十 健康保険法及び介護保険法の一部改正

保険医療機関等及び指定居宅サービス事業者等の指定等の欠格事由に、指定等の申請者等が、社会保険各法の規定による保険料等について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納していることを追加する。

第十一 社会保険労務士法の一部改正

社会保険労務士の登録拒否事由に、労働社会保険各法の規定による保険料について、登録の申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべてを引き続き滞納している者であることを追加する。

第十二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第一は公布の日、第三の二は平成20年3月31日までの日で政令で定める日、第九、第十及び第十一は平成21年4月1日、第五は日本年金機構法の施行の日、第六は平成23年4月1日から施行する。

二 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 関係法律の整理等

国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法について、第三の一に掲げる国民年金法の改正に準じて、所要の改正を行う。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
(閣法第86号)(先議)

【要旨】

本法律案は、社会保障協定に係る法制の簡素化及び社会保障協定の適確かつ円滑な実施を図るため、我が国が締結した社会保障協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する社会保障協定の実施に備えて、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を一般的に定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者等の資格に関する特例

医療保険制度又は年金制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項について定める社会保障協定の規定により相手国法令の適用を受ける者は、公的医療保険各法又は公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としない。

二、公的年金の支給要件等に関する特例

- 1 相手国期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満たさない場合、その者の相手国期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入する。
- 2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間等を有するものは、公的年金各法が定める障害年金の支給に関する規定の適用に当たり、当該初診日において公的年金各法の被保険者等であったものとみなす。
- 3 保険料納付済期間等を有する者が相手国期間中に死亡した場合は、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定の適用に当たり、公的年金各法の被保険者等が死亡したものとみなす。

三、公的年金の給付額の計算に関する特例

- 1 二の特例により支給要件を満たした場合、定額給付の年金等であっても我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給する。
- 2 この法律により支給する公的年金各法による年金給付等の額は、当該給付の受給権者が2以上の相手国期間を有しているときは、1の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とする。

四、その他

- 1 相手国年金の申請等を行おうとする者は、当該相手国年金の申請に係る文書を日本国実施機関等に提出することができる。
- 2 日本国実施機関等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、相手国の実施機関等に提供することができる。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、平成20年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。
- 2 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保

険法等の特例等に関する法律等、社会保障協定の実施に伴う特例法を廃止する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本法が社会保障制度における二重負担の解消や保険料の掛け捨て防止などを目的とし、かつ、その推進を図るためには関係団体、関係者の理解が不可欠であることにかんがみ、特例適用の対象国や制度の内容などについて、事業主、被保険者等に対する広報活動を積極的に行い、その周知徹底に努めること。
- 二、今後、新たに社会保障協定が締結され、本法に基づく特例規定が発動されることになる場合には、その協定により特例適用となる内容について、本委員会に対し、速やかに報告を行うこと。

右決議する。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

一 定義規定の見直し

- 1 社会福祉士の業務に「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（以下「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整」を追加する。
- 2 介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改める。

二 義務規定の見直し

- 1 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。
- 2 社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。
- 3 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症であること等の心身の状況等に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。
- 4 社会福祉士及び介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、知識及び技能の向上に努めなければならない。

三 介護福祉士の養成に係る制度の見直し

1 資格の取得方法の見直し

- (一) 大学に入学することができる者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの等について、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改める。
- (二) 3年以上介護等の業務に従事した者の介護福祉士試験の受験資格について、3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改める。
- (三) 高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものであるものにおいて3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を、介護福祉士試験の受験資格を有する者として、法律上位置付ける。
- (四) (三)の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上（専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、9月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

2 その他

1の(一)に該当する者であって介護福祉士でないものは、当分の間、登録を受け、准介護福祉士（准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等を業とする者をいう。）となる資格を有する。

四 社会福祉士の養成に係る制度の見直し

1 社会福祉士試験の受験資格を得るために修めることの必要な社会福祉に関する科目及び社会福祉に関する基礎科目については、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

2 資格の取得方法の見直し

- (一) 社会福祉士試験の受験資格を有する者として、社会福祉法に規定する社会福祉主事の養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを加える。
- (二) 児童福祉司等であった期間が5年以上ある者の社会福祉士試験の受験資格について、児童福祉司等であった期間を4年以上に短縮し、その期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者に改める。

- (三) (二)の規定にかかわらず、公布の日から起算して5年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験については、児童福祉司等であった期間が5年以上ある者も受けることができる。

第二 身体障害者福祉法、社会福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正

身体障害者福祉司、社会福祉主事及び知的障害者福祉司の任用の資格に社会福祉士を追加する。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行する。

- 1 第一の一及び二並びに第二 公布の日
- 2 第一の三の1の(三)及び(四)並びに四 平成21年4月1日

二 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

附則に、政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後5年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするを規定する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。
- 二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。

- 五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。
- 七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。
右決議する。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案（閣法第88号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近の消費生活協同組合（以下「組合」という。）を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、理事会に関する規定の整備等その経営における責任体制の強化等を図るとともに、組合員の保護の観点から、最低限保有すべき出資金額の基準の設定等組合等の行う共済事業の健全な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 消費生活協同組合法の一部改正

一 共済事業に関する事項

1 組合の共済事業の健全性の確保

- (一) 共済事業を行う組合であって共済掛金の総額若しくは共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、共済事業、受託共済事業及び教育事業並びにこれらの附帯事業並びに保険募集事業のほか、原則として、他の事業を行うことはできない。
- (二) 行政庁は、共済事業を行う組合であってその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定め、支払能力の充実の状況に係る区分に応じて、組合に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(三) 共済事業を行う組合は、毎事業年度の剰余金の5分の1以上を準備金として積み立てなければならない。

(四) 共済事業を行う組合（厚生労働省令で定める要件に該当する組合を除く。）は、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法等共済の数理に関する事項に関与させなければならない。

2 組合の共済事業に係る透明性の確保

(一) 共済事業を行う組合であってその事業規模が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、作成した決算関係書類等について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(二) 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 共済募集に係る契約者の保護

(一) 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に対して、原則として、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。

(二) 共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者は、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができる。共済事業を行う組合又は組合の委託を受けて共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う者は、共済契約の締結等に関して、共済契約者等に対して虚偽のことを告げる等の行為をしてはならない。

4 共済契約の包括移転及び契約条件の変更

(一) 共済事業を行う組合が共済事業の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。共済事業を行う組合は、総会の議決により契約をもって責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して、共済事業を行う他の組合に移転することができる。

(二) 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁の承認を経て、契約条件の変更を行うことができる。

二 組合の区域に関する事項

地域による組合は、購買事業の実施のために必要がある場合等に該当する場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び隣接する都府県を区域として、設立することができる。

三 組合員以外の者による事業の利用に関する事項

組合は、厚生労働省令で定める場合等において、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。その事業のうち、職域による組合が購買事業を利用させる場合等にあつては、組合員以外の者の利用分量の総額の割合は、厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。

四 医療福祉等事業に関する事項

- 1 医療福祉等事業を行う組合は、医療福祉等事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。医療福祉等事業に関し、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。当該積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 2 組合が繰り越さなければならないものとされている剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であって組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充てることを妨げない。

五 事業運営の規律強化に関する事項

- 1 事業規模が政令で定める基準を超える組合にあつては、監事のうち1人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかったものでなければならない。
- 2 行政庁は、組合が必要な措置を採るべき旨の命令に従わないときは、当該組合に対し、その役員等の解任等を命ずることができる。
- 3 行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反した場合等において、必要な措置を採るべき旨の命令をしたにもかかわらず、組合がこの命令に従わないときは、その組合の解散を命ずることができる。

六 貸付事業に関する事項

- 1 貸付事業を行う組合は、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るための措置を講じなければならない。
- 2 組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約でその実施方法等に関する事項を定めなければならない。規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 貸付事業を行う組合（職域による組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えないものを除く。）の純資産額は、政令で定める金額以上でなければならない。

第二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の廃止

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律は、廃止する。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、六については、公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する。
- 二 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案 (参第3号)

【要旨】

本法律案は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資するため、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

- (イ) 救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。
- (ロ) 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することのできる場所に配備されていること。

二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに装備した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送することのできる態勢を、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標とするものとする。

三 医療法の基本方針に定める事項

厚生労働大臣は、医療法第30条の3第1項に規定する基本方針に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

四 医療計画に定める事項

- 1 都道府県は、医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、その目標等を定めるものとする。
- 2 都道府県は、1の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

五 関係者の連携に関する措置

都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、傷病者の状態等の連絡に関する基準の作成等のための関係者による協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとする。

六 補助

- 1 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道

府県が1により補助する費用の一部を補助することができる。

七 助成金交付事業を行う法人の登録

病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であって厚生労働省令で定めるものを行う営利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

八 施行期日及び健康保険等の適用に係る検討

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、七は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後3年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法等の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案 (衆第20号)

【要旨】

本法律案は、適切かつ確実な児童虐待の防止等を図るため、児童の親権を行う者の親権を行うに当たっての責務を明らかにするとともに、児童虐待を受けたと思われる児童についての児童相談所長等による安全の確認を行うための措置の実施の義務化、児童虐待が行われている疑いがある場合における臨検等の制度の創設、児童虐待を行った保護者による児童の身辺へのつきまとい等を禁止する制度の創設、正当な理由なく立入調査を拒否した者に対する罰金の額の引上げその他必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

一 目的

法の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記する。

二 安全確認義務

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が児童虐待に係る通告等を受けたときは、市町村、福祉事務所又は児童相談所の長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うための措置等を講ずるものとする。

三 出頭要求

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

四 再出頭要求

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査等を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を

同伴して出頭することを求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

五 臨検等

都道府県知事は、保護者が四の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができる。

六 保護者が勧告に従わない場合の措置

都道府県知事は、児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わない場合において必要があると認めるときは、児童虐待を受けた児童について、一時保護、強制入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

七 面会等の制限等

- 1 一時保護及び同意施設入所措置の場合にも、強制施設入所措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について、当該児童との面会及び通信の全部又は一部を制限することができる。
- 2 都道府県知事は、強制入所措置の場合において、面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、期間を定めて、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができる。

第二 児童福祉法の一部改正

一 親権の代行

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。

二 罰則

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者等に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げる。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行する。

二 検討

- 1 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する 法律案（衆第37号）

【要旨】

本法律案は、政府管掌年金事業における記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 厚生年金保険法及び国民年金法による保険給付等に係る時効の特例

社会保険庁長官は、厚生年金保険又は国民年金の受給権者又は受給権者であった者（未支給の保険給付又は年金の請求権者を含む。）について、年金記録の訂正がなされた上で裁定（裁定の訂正を含む。）が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても、年金を支払うものとする。

第二 基礎年金の国庫負担等に係る読替え

基礎年金の国庫負担等に関する規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

第三 政府の責務

政府は、年金個人情報について、被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 時効の特例に関する経過措置

第一については、施行日前に年金記録の訂正がなされた場合における当該訂正に係る年金について準用する。

三 厚生年金保険法及び国民年金法の一部改正等

1 支払期月ごとに支払われる年金の支給を受ける権利に係る時効の扱いについては、会計法第31条の規定を適用せず、援用を要するものとする。

2 1については、施行日後の受給権者について適用する。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（第164回国会閣承認第3号）

【要旨】

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、越谷市、市川市及び青梅市の3か所に新たに社会保険事務所を設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

(4) 委員会決議

—— 国民の安心のための救急医療体制の確保に関する決議 ——

医療は、国民が安心して生活を送るための重要な基盤であり、とりわけ救急医療については、先般の医療法改正においても、都道府県が策定する医療計画に重点的に位置づけるとしており、国民の生命、健康を確保するために必要不可欠なものといえる。

昨今、医療制度改革、市町村合併等により、医療機関の集約化、救急業務の広域化が進み、関係省庁の連携も一層重要になりつつある。

こうした中で、救急医療体制については、これまでも、初期、二次、三次の役割分担に基づいて体系的な救急医療の整備が行われるとともに、救急救命士制度の創設等により救急搬送体制との連携が推進されてきたところである。

その一環として、政府は、平成13年度よりドクターヘリ導入促進事業として補助事業を実施することにより、ドクターヘリの導入を進めているところであるが、現在、10道県11機が運航するにとどまっている。

このような観点から、本委員会においては、救急医療体制の充実を図るため、引き続き、必要な調査を含め、鋭意審議を行っていくものとする。

政府においても、こうした現状を踏まえ、次の事項をはじめとする救急医療体制に係る諸課題について検討を行い、必要な施策を講ずるべきである。

- 一、国民が安心して生活を送ることができるよう、引き続き、救急医療体制の整備に努めること。その際、隣接・近接する地方自治体間の連携・協力に留意すること。
- 二、消防防災ヘリを含む救急患者搬送用のヘリコプター、ドクターカー等他の搬送手段についても、救急医療との緊密な連携の下、その有効な活用を図ること。
- 三、いわゆるメディカルコントロール体制の一層の強化を図る等救急搬送と救急医療の連携に努めること。
- 四、救急搬送体制との連携も考慮しつつ、現行の救命救急センターの量的・質的充実を図ること。
- 五、救急医療体制に関わる従事者の確保のため、その育成について一層の強化を図ること。
- 六、都道府県の救急医療体制の確保について、予算面での支援を行うこと。
- 七、助成金交付事業を行う法人に係る登録制度等を創設する場合は、適切な法人を選定するよう基準を設定し、助成金が適正に交付されるよう、必要な措置を講ずること。
- 八、傷病者の救命、後遺症の軽減等の観点から、救急医療用ヘリコプター等を用いた救急医療等に関する研究を推進すること。
- 九、心肺蘇生法の普及等、引き続き、一般国民の救急医療に対する理解及び啓発に努めること。

右決議する。